

平成 23 年 5 月 2 6 日
男女平等・共同参画課

高岡市男女平等推進プラン後期事業計画及び DV 対策基本計画（仮称）の策定について（案）

I 策定について

1 高岡市男女平等推進プラン後期事業計画

（1）趣旨

高岡市では、平成 19 年度に高岡市男女平等推進プラン（計画期間：平成 19 年度～平成 28 年度）を策定し、男女平等・共同参画社会の実現と推進に取り組んでいる。

高岡市男女平等推進プランでは、事業計画（具体的施策）について、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間を前期計画期間とし、前期計画期間終了時（平成 23 年度）において、その成果、課題等も踏まえ、次の 5 年間（平成 24 年度から平成 28 年度）を後期計画と位置づけ、新たな事業計画を策定することとしている。

今日的な社会情勢の変化や第 3 次男女共同参画基本計画、富山県民男女共同参画計画（第 2 次）、国・県が実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」結果や男女平等推進センター相談室における相談状況などから得られる市民ニーズに対応し、総合計画審議会の意見等も参考にしながら、重点的に取り組むべき具体的な施策を明らかにするため後期事業計画の策定に取り組む。

（2）考え方

- ① プランの概要
 - ・基本計画（基本目標、重点課題及び施策の方向）：H19～H28
 - ・事業計画（具体的施策）：前期計画 H19～H23
後期計画 H24～H28（H23 年度策定）

② 基本計画

計画期間は H19～H28 であることから、現計画を基本とする。従って、体系については基本的に継承するが、今日的な社会情勢の変化等から修正の必要が生じた場合は柔軟に対応していくものとする。

③ 後期事業計画

計画期間は H24～H28 とし、前期事業計画の進捗状況や課題を踏まえ策定する。

【参考】

《高岡市男女平等推進プラン策定後の動き》

- ・ H19. 7 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）一部改正
- ・ H19.12 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
- ・ H20.9 高岡市男女平等・共同参画都市宣言

- ・ H21.9 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）一部改正
- ・ H22.12 「第3次男女共同参画基本計画」策定
- ・ H23 「富山県民男女共同参画計画（第2次）」改定
「高岡市総合計画第2次基本計画・実施計画」策定

2 高岡市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

(DV 対策基本計画) (仮称)

(1) 趣旨

配偶者などからの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると共に、男女平等・共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題である。

高岡市では、高岡市男女平等推進条例第7条において、「何人も男女人権を損なう行為を行ってはならない(略)」と明記している。また、男女平等推進プランにおいて、基本目標Ⅲ「男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備」・重点課題9「あらゆる暴力的行為や虐待の根絶」に位置づけ、DV 予防啓発講座の開催や DV 被害者の相談等支援を進めてきた。

しかし、配偶者からの暴力に関する相談件数が増加傾向にあり、被害が顕在化していること、被害者の保護についての社会的認識も高まってきていることから、市民一人ひとりが DV は身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、DV を容認しない社会の実現にむけ、関係施策を総合的かつ効果的に展開していく必要がある。また、平成 19 年度の法改正により基本計画の策定が市町村の努力義務になった趣旨等も踏まえ、DV 対策基本計画(仮称)〔計画期間：平成 24 年～平成 28 年(予定)〕の策定に取り組む。

【参考】

配偶者暴力防止法の制定・改正

- ・ 平成 13 年 4 月制定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)」
- ・ 平成 16 年 6 月改正 都道府県は「基本計画」を策定することとなり、県は平成 18 年 3 月配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本計画を策定した。
- ・ 平成 19 年 7 月改正 基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター設置が市町村の努力義務とするなど市町村における取り組みの促進が図られた。

(2) 考え方(別紙)

配偶者暴力防止法及び国の基本方針において規定する事項、県の DV 対策基本計画の考え方に基づき策定するもの

II 策定体制

(1) 高岡市男女平等推進市民委員会

条例に基づき、市長の諮問に応じ、男女平等・共同参画の推進に関する事項の審議を行う。

① 委員の構成等 20人…参考資料①

② 起草委員（後期事業計画部会・DV基本計画部会）

市民委員の中から、起草委員（後期事業計画部会・DV基本計画部会）を部会ごとに5名選考し、事務局が作成する後期事業計画（具体的施策）の素案（たたき台）を検討、協議しながら作業を進めるものとする。

(2) 高岡市DV対策関係機関連絡会

関係機関・団体等で構成するDV対策関係機関連絡会を設置し、被害者支援のための緊密な連携を図るとともに、効果的な施策のために意見交換を行う。

(3) 高岡市男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進市民委員会の調査審議に資するため、庁内連絡会議を開催する。

④ DV計画担当関係課幹事会・主任会議

男女平等推進庁内連絡会議内にDV計画担当関係課幹事会・主任会議を設置、課題の調査研究（ワーキング）を行うと共に、被害者支援等のための連携を図る。

III 市民の意見聴取等

市民委員会において、討議、審議をいただくとともに、議会での意見を十分に考慮するほか、市のホームページ等において後期事業計画策定に関する情報公開、及び「市民と市政」やインターネット上での意見募集を行う。

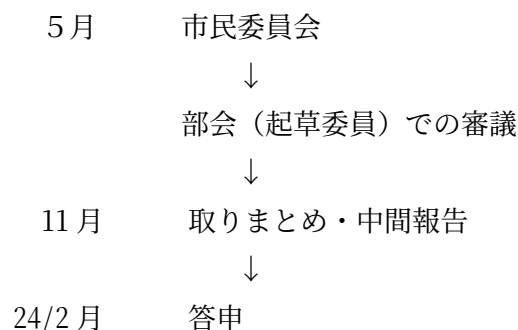
(1) 市民から意見聴取

(2) DV被害者民間支援団体からの意見聴取

(3) 被害者からの意見聴取

(4) 市民と市政やインターネットで募集した意見の活用

IV 策定スケジュール（別紙）



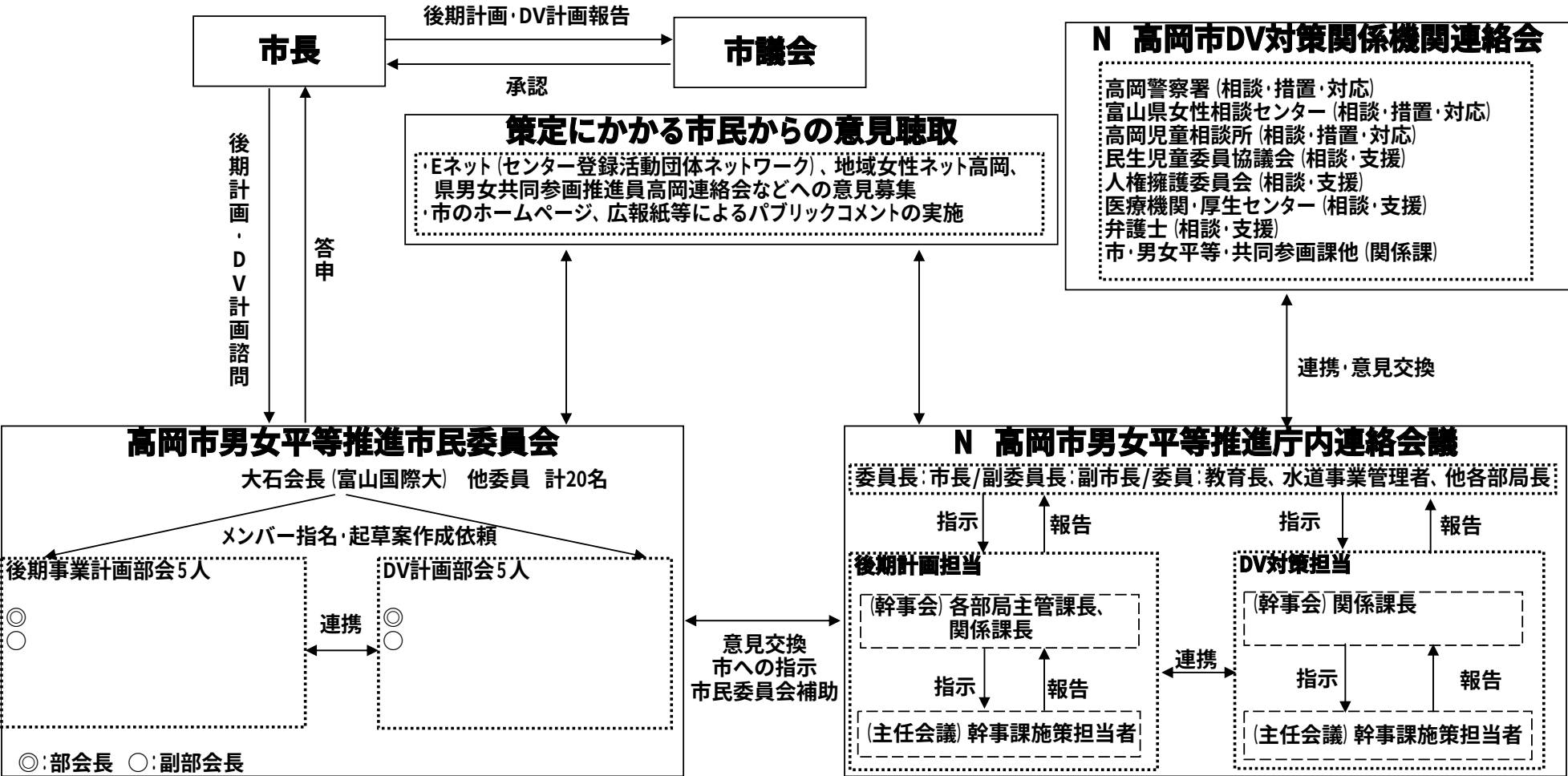
高岡市DV対策基本計画（仮称）に定める事項（案）

1 配偶者暴力防止法及び国の基本方針において規定する事項 【配偶者暴力防止法】 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針） 第二条の二 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項 （都道府県基本計画等） 第二条の三 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。 【国の基本方針】 第1－3－（2）都道府県基本計画及び市町村基本計画 ア 基本計画の目的 ・基本計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を、総合的に、かつ、地域の実情を踏まえきめ細かく実施していく観点から、第一線で中心となってこれらの施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。 ・また、地域に根ざしたきめ細やかな支援のためには、都道府県のみならず、最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要である。 イ 基本計画の基本的視点 （ア）被害者の立場に立った切れ目のない支援 （イ）関係機関等の連携 （ウ）安全の確保への配慮 （エ）地域の状況の考慮 ウ 都道府県基本計画における留意事項 エ 市町村基本計画における留意事項 （ア）身近な行政主体としての施策の推進 （イ）既存の福祉施策の十分な活用 （ウ）市町村基本計画と配偶者暴力相談支援センターとの関係 （エ）地域の状況に応じた市町村基本計画の策定	
2 県の基本的な考え方【DV対策基本計画】 ○市町村の役割 ・地域におけるDVの防止、被害者の相談から自立支援までの継続的な支援を行ううえで、市町村が果たす役割には大きなものがあり、基本計画の策定等主体的な取り組みが求められている。 ・相談窓口の設置や被害者支援に関する基本的な情報提供、被害者の状況や緊急度などに応じた相談やサービスの提供など	



3 高岡市DV対策基本計画（仮称）に定める事項（案） 1 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護に関する基本的な考え方 （1）計画策定の趣旨 （2）計画策定の背景 （3）計画の性格と役割 （4）計画の期間 （5）現状と課題 （6）計画の目標（キャッチフレーズ） （7）基本理念 （8）計画の基本目標 ・啓発・防止(暴力を許さない社会づくりの推進) ・相談（安心して相談できる体制の整備） ・安全確保（安全な保護体制の構築） ・自立支援（被害者の自立を支援する体制の強化） ・推進・実施体制（効果的な施策実施体制の整備） 2 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項 （1）計画の体系（計画の目標－基本目標－施策の方向） （2）計画の内容 基本目標 施策の方向 具体的施策 3 その他の事項
--

後期計画・DV計画策定・推進体制フロー (案)



男女平等推進プラン後期事業計画・DV対策基本計画（仮称）策定スケジュール（案）

日程	会議	内容	作業等
5月～8月	第1回市民委員会 高岡市DV対策関係機関連絡会	①プラン進捗状況について ②計画策定について ③策定スケジュール等	・策定スケジュール等説明 ・計画について市民や団体・民間DV支援団体・被害者からの意見聴取
9月～12月	事業計画部会（2回） DV計画部会（2回） 第2回市民委員会	①後期事業計画素案の検討 ①DV対策基本計画素案の検討 ①部会報告 ②後期事業計画素案の審議 ③DV対策基本計画素案の審議	・後期事業計画案の検討 ・DV対策基本計画案の検討 ・市民と市政、HPなどによるパブリックコメント
1月～3月	事業計画部会（1回） DV計画部会（1回） 第3回市民委員会	①市民と市政、HPなどによるパブリックコメント等の意見報告 ②後期事業計画案の検討 ①市民と市政、HPなどによるパブリックコメント等の意見報告 ②DV対策基本計画案の検討 意見調整 答申	・後期事業計画の掲示（HP） ・DV対策基本計画の掲示（HP） ・製本印刷